

長崎県立大学情報委員会規程

〔平成23年4月1日
規程第16号〕

改正 平成27年3月3日規程第10号

改正 平成28年3月1日規程第14号

改正 平成30年3月6日規程第32号

(設置)

第1条 長崎県立大学学則(平成20年規則第1号)第14条の規定に基づき、長崎県立大学に情報委員会(以下「委員会」という。)を置く。

一部改正[平成27年規程第10号]

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学術情報に関する事項
- (2) 情報システムの管理運営に関する事項
- (3) 情報システムの更新及び変更に関する事項
- (4) 情報セキュリティに関する事項
- (5) ホームページの技術的管理運営に関する事項
- (6) その他学術情報及び情報システムに関する事項

(意見)

第3条 委員会は、前条に規定する所掌事項について、学則第13条第3項に基づき意見を述べるものとする。

2 委員会は、前項に定めるもののほか、学則第13条第4項に基づき意見を述べるができる。

追加[平成27年規程第10号]

(組織)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 各学部から選出された教員 各1人
- (2) 企画広報課長
- (3) 総務企画課長
- (4) 大学事務局学生支援部学生支援課長
- (5) シーボルト校事務局学生支援部学生支援課長
- (6) 前各号に掲げるもののほか、学長が必要と認める者

一部改正[平成28年規程第14号、平成30年規程第32号]

(任期)

第5条 前条第1号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により第4条第1号の委員から選出する。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 委員会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第10条 委員長は、必要に応じ、委員会の審議内容等について学長に報告するものとする。

一部改正[平成27年規程第10号]

(事務)

第11条 委員会の事務は、事務局企画広報課及びシーボルト校事務局総務企画課において行う。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(旧大学委員会規程の廃止)

2 定款附則第2項に定める長崎県立大学の学術情報委員会規程及び県立長崎シーボルト大学の情報センター運営委員会規程は廃止する。

附 則 (平成27年3月3日規程第10号)

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(任期)

2 平成27年4月1日に任命される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則 (平成28年3月1日規程第14号)

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(学部学科再編に伴う経過措置)

2 学則の一部を改正する規則(平成27年3月24日規則第7号)による改正前の学則に規定する経済学部及び国際情報学部については、第4条第1項第1号の規定は適用しない。

附 則 (平成30年3月6日規程第32号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。